

平成27年9月17日

役員会決定

静岡大学における防衛省等との研究協力に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的、対象

本ガイドラインは、本学教職員が、研究活動の一環として我が国防衛省等（当該研究協力に関する研究課題について防衛省と委託等の契約関係にある企業、大学及び研究機関を含む。海外の類似機関を含む。）との間で研究協力を実施する場合の取扱いについて定める。

2. 防衛省等との研究協力の取扱いについて

- （1）防衛省等との研究協力については、軍事目的（防衛目的を含む。）ではないということが明確に判断されるもののみを受入れの対象とする。
- （2）防衛省等との研究協力の受入れを決定した際には、本学ホームページ等で公表するとともに、研究成果は公開するものとする。
- （3）その他研究協力の受入れに係る手続き等については、学内規則（静岡大学共同研究取扱規則、静岡大学受託研究取扱規則等）に則って行う。

注）研究協力とは、共同研究、受託研究、受託事業、技術相談、学術・技術指導及び定型的な試験等をいう。

（審議経過）

平成27年9月16日 教育研究評議会審議・承認

平成27年9月17日 役員会決定